

## 入 札 説 明 書

令和8年7月13日付けさいたま市告示第1172号により告示した、「駒場運動公園健全性調査業務」の一般競争入札については、告示文、本入札説明書、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）及び関係書類等を熟知のうえ、参加してください。

### 1 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出に関する事項

- (1) 提出方法 埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争入札参加資格確認申請時に競争入札参加資格申込兼資格確認申請書を添付して提出してください。入札参加資格の確認のための必要書類については、別途、提出期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

#### (2) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書（原則、電子入札システムにより提出）

イ 入札保証金免除申請書類（該当する者のみ、詳細は「4 入札保証金」参照）

ウ 110円切手を貼付した返信用封筒（一般競争入札参加資格確認結果通知書の郵送希望者のみ）

#### (3) 提出期間

本告示日から令和8年7月21日（火）午後5時まで

#### (4) 電子入札以外の提出先

さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電 話 048-829-1729

F A X 048-829-1996

電子メール [sports-shinko@city.saitama.lg.jp](mailto:sports-shinko@city.saitama.lg.jp)

- (5) 提出された競争入札参加資格等確認申請書等は返却しません。

### 2 仕様その他明細に関する質問方法

#### (1) 提出方法

電子入札システムにより行います。

電子入札システムを利用できない場合は質問書を持参、郵送、電子メール又はFAXで提出してください。

#### (2) 電子入札システム以外の提出先

1(4)に同じ

#### (3) 受付期間 本告示日から令和8年7月21日（火）午後5時まで

#### (4) 質問に関する回答は、令和8年7月29日（水）に電子入札システムに掲載します。

電子入札システムを利用できない場合は、電子メール又はFAXにて回答します。

### 3 入札保証金に関する事項

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

#### (1) 入札保証金を納付する場合

入札保証金は、入札希望者の請求により市が交付した納付書によって、入札日の前日までに納付すること。納付書兼領収書及び納付書兼領収書の写しを提出すること。

#### (2) 入札保証金の納付の免除を申請する場合

以下のア及びイの書類を「1 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出に関する事項」の記載に従い提出すること。

ア 入札保証金免除申請書

イ 入札保証保険契約書の写し、又は過去2年間の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と締結した本業務と同種の業務の契約書、仕様書及び業務完了検査証の写し（2件分）

### 5 入札説明会 開催しない

### 6 開札に立会う者に関する事項

開札時の入札参加者の立ち会いは不要です。

### 7 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。なお、入札価格が同値の場合は、電子入札システムのくじ引きによって落札者を決定します。また、初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とし、ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができません。再度入札は、1回限りとします。

### 8 開札結果

落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知します。

### 9 最低制限価格

設定します。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できません。

### 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は免除とします。

11 その他の注意事項

(1) 入札に用いる書類は、さいたま市ホームページからダウンロードして、使用してください。<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p131916.html>

(2) 入札の無効

ア 地方自治法施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札、さいたま市契約規則に違反した入札は無効とします。

イ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札は、無効とします。

(3) 入札及び説明資料

ア 落札又は契約の相手方の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札を希望しない場合には、参加しないことができます。ただし、入札の日時まで、電子入札システム又は書面（入札辞退届）により、その旨を必ず届け出てください。

ウ 再度入札で不調になった場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約とし、見積合わせを実施します。